

監査公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年11月7日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰

監査結果の措置対象

消防本部

消防総務課、予防課、消防署

監査結果報告年月日

令和6年7月16日

監査結果に対する措置通知年月日

令和6年10月8日

講じた措置等の内容

【消防総務課】

《意見1》

職員の人材育成については、消防職員に求められる職務が変化してきている。時代に合わせた人材育成に取り組まれない。

《検討状況等》

いかなる社会環境の変化にも対応することができる消防職員像を掲げ、そのために必要な知識と能力の育成に努めるほか、職員一人ひとりの体力・健康管理等への配慮や士気向上へと導くキャリア形成の構築に邁進してまいります。

《意見2》

消防水利（防火水槽）の耐震化について整備が進められている。土地所有者との契約が長期にわたるので、相続等により土地所有者が替わることから、定期的に契約の更新を行い、整備に支障が無いようにされたい。

《検討状況等》

登記簿により最新の土地所有者情報を確認し、変更のあった場合は改めて相手方に契約内容について御理解していただくよう努めてまいります。

【予防課】

《意見1》

防火対象物については、令和6年度中に把握を終え、令和7年度から定期査察を行っていくとのことであるが、膨大な件数であり、体制を含めて計画的な事務執行に

努められたい。

《検討状況等》

意見内容のとおり、管内に存する防火対象物数は非常に多いため、令和6年度中に定期査察体制構築事業実施計画に基づき、新城市消防本部にとって実現可能、かつ、持続可能な定期査察の実施体制を構築し、令和7年度から定期査察に取り組んでまいります。

【消 防 署】

《意見1》

消防署は大変広い区域を管轄しており、署所間が連携して救急や火災に対応していくことが求められる。高齢化や道路整備の進展など取り巻く環境は変化しており、状況に合わせた適確な対応に努められたい。

《検討状況等》

当消防管内の高齢者人口は今後減少していくものと考えていますが、引き続き適切な対応に努めてまいります。

道路整備の進展については、東名高速道路の新城スマートインターの設置や三遠南信自動車道の鳳来峡インターと東栄インター間の開通が予定されていますので、今後において関係機関と準備調整を図るなど開通に向けた確な対応に努めてまいります。

《意見2》

能登半島地震では、新城市からも緊急援助隊を派遣し、救助活動または支援活動に従事されている。本市でもいつ何時大きな自然災害が発生するとも限らないので、現場での経験を生かして、対応の準備を進められたい。

《検討状況等》

被災地での活動経験及び消防庁から令和6年7月12日付けで通知された「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」の内容を踏まえ、地震対策の検討を行うとともに必要に応じて市関係部局とも調整を図り対応準備に努めてまいります。